

四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金交付要綱

令和7年12月26日

告示第220号

(目的)

第1条 この告示は、感震ブレーカーの購入等に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震の発生による火災を防止し、被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「感震ブレーカー」とは、地震による揺れを感じた場合に自動で電気を遮断するもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 分電盤タイプ 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じし、ブレーカーを作動させ、電気を遮断するもの（分電盤に揺れを感じする感震機能が後付けされたものに限る。）
- (2) コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じし、コンセントから電気を遮断するもの
- (3) 簡易タイプ ばねの作動や重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 本人及び同一世帯に属する者に市税等の未納がない者であること。

(補助対象感震ブレーカー)

第4条 補助金の交付の対象となる感震ブレーカーは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品又は未使用品であること。
- (2) 自己が居住する住宅に設置するために購入すること。
- (3) 分電盤タイプにあっては、電気工事により設置されるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる要件を満たす感震ブレーカーの購入又は購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に4分の3を乗じて得た額と15,000円とのいずれか少ない額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者が属する世帯につき1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカーを購入した日の属する年度内で市長が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、申請者の同意を得た上で、市長が公簿等により内容を確認

することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 世帯員全員の市税等の未納がないことを証する書類
- (3) 補助対象経費の購入及び設置に係る日付及び費用が確認できる書類（自ら設置した場合にあっては、感震ブレーカーの購入に係る日付及び費用が確認できる書類）
- (4) 感震ブレーカーの仕様が確認できる書類
- (5) 感震ブレーカーを設置したことが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と決定したときは必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適當と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第8条に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告及び現地調査等）

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助対象機器の設置の状況等についての報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示は、告示の日以後に購入する感震ブレーカーについて適用する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年　月　日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
生年月日
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。申請に当たり、補助金の交付に係る条件を審査するため、市が公簿等で確認を行うことについて同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額の内訳

メーカー・品名・品番	日付	金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
設置費	年 月 日	円
補助対象経費の合計額		円
補助対象経費の限度額		円

備考 次に掲げる書類を添付してください。ただし、市長が公簿等により内容を確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができます。

- (1) 住民票の写し
- (2) 世帯員全員の市税等の未納がないことを証する書類
- (3) 感震ブレーカーの購入及び設置に係る日付及び費用が確認できる書類（自ら設置した場合にあっては、感震ブレーカーの購入に係る日付及び費用が確認できる書類）
- (4) 感震ブレーカーの仕様が確認できる書類
- (5) 感震ブレーカーを設置したことが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと
決定したので、四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により
通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 国

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

補助金交付請求書

年　月　日

四国中央市長　　様

住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号で交付決定の通知があつた補助金について、四国中央市感震ブレーカー推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額　　金　　円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

備考

- 1 振込先の口座は、請求者本人名義の口座に限ります。
- 2 振込先の口座を確認できる書類を添付してください。